

防府市 緊急通報装置設置について

みなさんご存知ですか？

防府市では、ボタンひとつで心身の急変や災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるように、本体の非常ボタン、もしくはペンダントの非常ボタンを押すとあらかじめ指定した協力員である第1通報先・第2通報先・消防署へ通報連絡を行なう緊急通報装置の貸与を行なっています。



対象者

市内に居住するNTT固定電話を持っている人で、次のいずれかに該当する人

- ① おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者等
- ② 満75歳以上のひとり暮らし高齢者
- ③ 重度心身障害者のみの世帯

利用料

- 利用料は無料です。
- 点検費用や装置本体の電池代なども、原則的には必要ありません。
- ただし、以下の場合を除きます。
 - ① 設置時に配線工事等が必要な場合（※利用者により設置場所を指定する場合や、既設の電話回線が対応回線以外の場合等）
 - ② 設置後に通報先等を変更する場合

申請方法

申請用紙

- ・防府市緊急通報装置設置申請書
- ・防府市緊急通報装置設置工事事前調査票

必要事項をご記入の上、防府市社会福祉協議会へ申請してください。

申請書は防府市社会福祉協議会・各地区公民館・防府市役所高齢福祉課在宅支援係に置いています。

協力員(通報先)について

- 緊急通報装置を利用するには、すぐに駆けつけることが可能な親族や知人等の近隣の協力員(通報先)が、原則として2名必要です。貸与の対象者はひとり暮らしの高齢者等のため、病院へ搬送されるご本人の代わりとなって必要な措置をとってくださる方が必要となります。

協力員(通報先)の主な役割	
消防署への連絡(119番)	救急車より先に到着されたときは、利用者宅の電話で状況または誤報の連絡を119番へしてください。
救急車や救急隊員の誘導	進入経路や屋内の様子が分からないために発見が遅れ、必要な応急処置や病院への搬送が遅れることが考えられます。
親族等への連絡	搬送された病院では、身内の方への連絡が必要となりますが、ご本人からの聞き取りは困難であることが考えられます。(搬送先の病院は搬送後に消防署(24-0119)で確認できます。)
搬送後の家屋の戸締り	搬送後は、一時的にでも、空家になります。親族などへ搬送後の家屋の状況も知らせる必要があります。

- 利用者の方へ：協力員の方に日頃から慢性の病気のことなどを伝えておきましょう。また、緊急時の家屋への進入経路や親族等の連絡先などについても話し合っておきましょう。

通報の流れ

■貸与される装置：緊急通報装置本体、無線送・受信機、ペンダント

■利用者が**非常** ボタンを押す

(第1通報先・第2通報先・消防署の順番に通報されます。)

①利用者の緊急通報装置のスピーカーから

📢「ピーポー ピーポー ピーポー 緊急通報」
という**警報音**と**警報メッセージ**が流れ、ランプが点滅します。

②第1通報先に電話がつながると緊急通報装置のランプが点灯し、

📢「こちらは(電話番号)です。緊急通報 緊急通報」
という**通報メッセージ**が流れます。

この時、第1通報先の電話にも

📢「こちらは(電話番号)です。緊急通報 緊急通報」
という**通報メッセージ**が流れます。

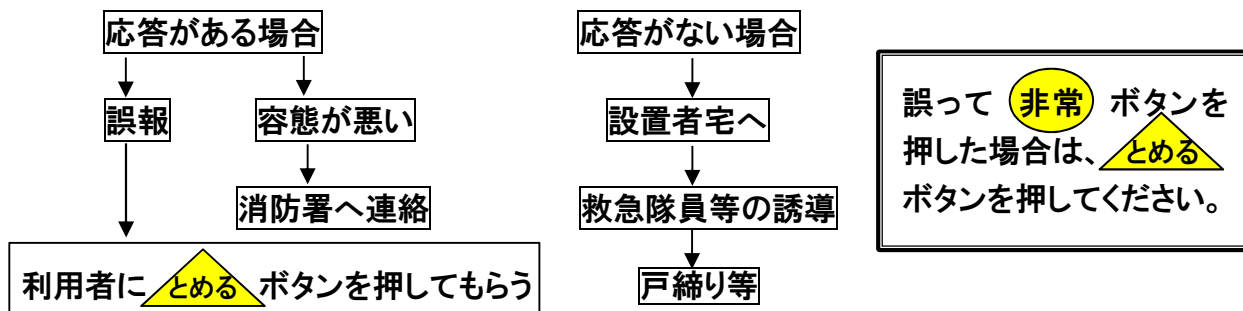


③上記②の**通報メッセージ**が終わった後、第1通報先の方と緊急通報装置本体に向って通話ができます。 ※ペンダントは通報機能のみで、通話はできません。

④通話が終わったら**とめる** ボタンを押します。ランプが消え、通報を終了します。(次の通報先には通報されません。)

とめる ボタンを押さなければ第2通報先・消防署へと順番に通報されます。

■第1通報先・第2通報先の方の対応



撤去について

撤去を希望される場合は、利用者またはご家族がNTT(116)へ電話し、回収キット(返却用封筒)を送ってもらい、緊急通報装置本体等を返送してください。
また、必ず防府市社会福祉協議会へ撤去の旨をご連絡ください。

変更について

申請者の住所・電話番号や第1・第2通報先の変更などがある場合は所定の変更届に必要事項をご記入の上、防府市社会福祉協議会へ提出してください。

注意事項

- ①申請者(利用者)は緊急通報装置設置事業を利用するご本人となります。
- ②通報先は、原則として2名必要です。市内在住で、できるだけ近隣の方をお願いします。なお、同一世帯の方が第1・第2通報先の両方には登録できません。
- ③申請にはお住まいの地区の民生委員による意見書と確認印が必要となります。利用者が、「おおむね65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等」の場合には、担当民生委員意見欄に虚弱であることを具体的に記入してください。
- ④通報先の電話番号は、宅内電話や携帯電話等複数の電話のうち、1つだけの登録となります。
※通報先を変更する場合の費用は自己負担となります。(変更料約6,000円)
- ⑤利用者の電話利用回線によっては、取り付けができない場合があります。
(例:ISDN、IP電話等には取り付けできません。)
また、取り付け後に電話利用回線を変更されると、利用停止になる場合がありますのでご注意ください。
- ⑥ひかり電話へ回線を変更される場合は、防府市社会福祉協議会へご連絡ください。
- ⑦ペンダントの電池を2年に1度、利用者で定期的に交換していただく必要があります。定期的な交換がされていない場合は、緊急時に作動しない恐れがありますので、ご注意ください。(※ペンダントの電池交換費用は自己負担となります。)
- ⑧誤作動の原因となりますので、電子機器や心臓ペースメーカーの近くで、ペンダントを使用しないでください。

その他

市の貸与対象とならない昼間だけお一人となられる高齢者の方等も、NTT(116番)では、有料でレンタルを行なっています。また、NTT以外にも緊急通報のサービスを有料で提供している業者があります。
ただし、上記の場合、消防署へは通報されません。

申込み・問合せ先

社会福祉法人防府市社会福祉協議会 地域福祉係

【住所】〒747-0026
防府市緑町1-9-2 防府市文化福祉会館内
【電話】(0835)22-3907 【FAX】(0835)25-1388

